

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 17 日 (金) 第 396 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	示
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (※)	(社会福祉課取扱い) 1
告 白	示
○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い) 4
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い) 4
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い) 5
○くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (2 件)	(水産振興課取扱い) 5
○くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課取扱い) 6
○くろまぐろ (小型魚) の採捕の停止の解除	(水産振興課取扱い) 6
○くろまぐろ (大型魚) の採捕の停止の解除	(水産振興課取扱い) 6
○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (11件)	(畜産課取扱い) 6
○県営土地改良事業の計画の決定 (6 件)	(農地整備課取扱い) 11
○県営土地改良事業の計画の変更	(農地整備課取扱い) 12
○基本測量の実施	(監理課取扱い) 13
○公共測量の実施	(監理課取扱い) 13
○公共測量の終了	(監理課取扱い) 13
○道路の区域の変更 (2 件)	(道路維持課取扱い) 13
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い) 14
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課取扱い) 14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(北薩地域振興局取扱い) 14
公 告	告 示
○令和 5 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告	(建築課取扱い) 15
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い) 16
挙 管 理 委 員 会 告 示	
○直接請求の連署に必要な有権者の数 (※)	(選挙管理委員会取扱い) 17
○政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会取扱い) 18

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 6 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和57年鹿 児 島 県 規 則 第 64 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 11 条 の 見 出 し 中 「扶 養 義 務 履 行」を 「扶 養 可 否」に 改 め、同 条 第 1 項 中 「扶 養 義 務 の 履 行」を 「扶 養 の 可 否」に、 「扶 養 義 務 履 行 照 会 書」を 「扶 養 可 否 照 会 書」に 改 め る。

別 記 第 27 号 様 式 中 「扶 養 義 務 履 行 照 会 書」を 「扶 養 可 否 照 会 書」に、 「つ き ま し て は」を

「あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方に当たることから」に改める。

別記第47号様式を次のように改める。

第 47 号 様 式 (第 24 条 関 係)

年 月 日

地域振興局長 殿
支 庁 長

申請者 住所又は居所
氏名

就 労 自 立 給 付 金 支 給 申 請 書

下記のとおり相違ありませんので、就労自立給付金の支給について、生活保護法施行規則第 18 条の 4 第 1 項の規定により、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	
	男 ・ 女	
	男 ・ 女	
	男 ・ 女	

- 4 就 労 自 立 給 付 金 振 込 先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ記載してください。

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

※ 振込先が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

注 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受けた場合には、生活保護法第 85 条第 2 項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

別記第50号様式中

「※ 振込先が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。」を

「※ 振込先が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。」

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も記載してください。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第214号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25427	令和5年 3月8日	雑 誌	裏モノ J A P A N 4月号 01805-04	鉄人社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25428			実話ナックルズ 2・3月合併号 04877-3	大洋図書		
25429			実話 B U N K A 超タブー 3月号 05159-03	コアマガジン		

鹿児島県告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市喜入中名町3423番，3443番3，3443番4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市福山町福山字大平46番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第217号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
22.5トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	6.2トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	7.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	1.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	4.0トン

鹿児島県告示第218号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
32.5トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	6.2トン

鹿児島県定置漁業（下半期）	15.0トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	1.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	6.8トン

鹿児島県告示第219号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
20.7トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	10.6トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	9.0トン

鹿児島県告示第220号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-3に規定する鹿児島県定置漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業（下半期）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年鹿児島県規則第58号）第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第221号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-4に規定する鹿児島県定置漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年鹿児島県規則第58号）第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第222号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ症及び結核の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛で種畜検査を受検するもの。ただし、ブルセラ症及び結核にかかっていない旨の証明書を有する雄牛を除く。

(2) 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛

2 検査の方法

ブルセラ症にあつては急速凝集反応検査，酵素免疫測定法，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，結核にあつてはツベルクリン検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第223号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし，同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第224号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

2 検査の方法

細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第225号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿 児 島 県 告 示 第 226 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により，豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっていない旨の証明書を有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
 - (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法
ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿 児 島 県 告 示 第 227 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により，高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種類
家きん（鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥）
 - (2) 範囲
県内で家きんを 100 羽以上（だちょうについては，10 羽以上）飼養する農家で，別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法
酵素免疫測定法，寒天ゲル内沈降反応検査，その他必要な検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する

区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第228号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂
- 2 検査の方法
肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第229号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- 2 検査の方法
中和試験、ウイルス学的検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第230号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、雄牛の牛カンピロバクター症及びトリコモナス症、種豚のブルセラ症及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛、雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの
- 2 検査の方法

牛カンピロバクター症にあつては培養検査，蛍光抗体法，PCR検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス症にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，ブルセラ症にあつては凝集反応検査，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第231号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚熱の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，中和試験，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第232号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種付けの用に供し，又は供する目的で飼育している雄牛

(2) 搾乳の用に供し，又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛

(3) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

予備的抗体検出法，リアルタイムPCR法，ヨーニン検査，疫学的検査，臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する

区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の 長が指定する日

鹿児島県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（用排水施設等整備）（農業用排水施設整備）向花地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 5 年 3 月 20 日から同年 4 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（農地環境整備（一般型））（農業用排水施設整備，農道整備及び農用地利用保全）戸口地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 5 年 3 月 20 日から同年 4 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
龍郷町役場農林水産課

鹿児島県告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備中山間地域型担い手支援対策）（農業用排水施設整備）嘉手浦地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 5 年 3 月 20 日から同年 4 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
喜界町役場農業振興課

鹿児島県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施

設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（農道整備、客土及び暗渠排水^{きよ}）後蘭地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年3月20日から同年4月17日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（農業用排水施設整備及び農道整備）知名・屋子母地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年3月20日から同年4月17日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）早谷池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年3月20日から同年4月17日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業農村地域防災減災（農地保全整備）（旧：県営農地保全整備）（農業用排水施設整備）空港東地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 5 年 3 月 20 日から同年 4 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量外）
- 2 作業の期間 令和 5 年 3 月 3 日から同年 6 月 30 日まで
- 3 作業の地域 南九州市川辺町平山地内

鹿児島県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から令和 4 年 8 月 9 日鹿児島県告示第647号で告示した公共測量の実施は，令和 5 年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 5 年 3 月 17 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	谷山知覧線	鹿児島市喜入瀬々串町4001番22地先から4001番6地先まで	前	13.8～24.5	77.0
			後	13.8～17.2	77.0

鹿児島県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 3 月 17 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子線	熊毛郡中種子町増田字中川 2647番 2 地先から同町増田 字西犬城田2622番 4 地先ま で	前	8.1~32.2	64.2
			後	8.1~53.4	64.2

鹿児島県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 5 年 3 月 17 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	熊毛郡中種子町増田字中川2647番 2 地先から同町増田字西犬城田2622番 4 地先まで	令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県告示第246号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
尻無 1 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 14 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 14 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1 号 阿久根市大川字平羽江66番15
	2 号 阿久根市大川字平羽江91番 1
	3 号 阿久根市大川字平羽江67番11
	4 号 5 号 阿久根市大川字平羽江67番15
	6 号 阿久根市大川字平羽江67番 8
	7 号 阿久根市大川字平羽江67番23
	8 号 阿久根市大川字平羽江67番 4
	9 号 阿久根市大川字岩下 7 番 1
	10号 阿久根市大川字岩下34番 1
	11号 阿久根市大川字岩下46番 1
	12号 阿久根市大川字岩下53番 1
	13号 14号 阿久根市大川字平羽江64番 1

北薩地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 3 月 17 日

北薩地域振興局長 橋木宏幸

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ユアワーク	薩摩川内市東郷町斧淵850-3	株式会社ユアショップ	兵庫県尼崎市西長洲町一丁目3番20号	西村 直也	令和 5 年 3 月 1 日	就労継続支援 B 型

公 告

令和 5 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和 5 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日及び場所

(1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	令和 5 年 7 月 2 日 （日）午前10時10分 から午後 5 時 20 分 まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号） (2) 奄美試験場 鹿児島県大島支庁本館 4 階大会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）
設計製図の試験	令和 5 年 9 月 10 日 （日）午前11時から 午後 4 時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

(2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	令和 5 年 7 月 23 日 （日）午前10時10分 から午後 5 時 20 分 まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）
設計製図の試験	令和 5 年 10 月 8 日 （日）午前11時から 午後 4 時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

2 受験資格

建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 試験科目

- (㏽) 建築計画
- (イ) 建築法規
- (ウ) 建築構造
- (エ) 建築施工

イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる学科の試験を免除する。

令和 2 年以降に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和 4 年までの「設計製図の試験」の受験回数が 2 回以内の者	二級建築士試験の学科の試験
令和 2 年以降に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和 4 年までの「設計製図の試験」の受験回数が 2 回以内の者	木造建築士試験の学科の試験

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

イ 試験の課題

令和 4 年 6 月 7 日 (水) 頃からセンターのホームページ (<https://www.jaic.or.jp/>) において公表する。

4 受験手数料

18,500円

5 受験手続

(1) 受験申込受付期間

令和 5 年 4 月 3 日 (月) 午前 10 時から同月 17 日 (月) 午後 4 時までとする。

(2) 受験申込方法

センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由 (身体に障害がありインターネットの利用が困難である等) がある場合は、令和 5 年 4 月 10 日 (月) までにセンターに申し出ること。

6 受験票の交付

受験票 (受験番号、試験場等を明記したもの) については、原則として、令和 5 年 6 月 16 日 (金) 頃から受験有資格者にマイページ (インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ) において、ダウンロードができるため、必ず印刷した上で試験場に持参すること。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和 5 年 6 月 16 日 (金) 頃、受験有資格者に発送する。

7 合格者の発表等

(1) 学科の試験の合格者の発表

令和 5 年 8 月 21 日 (月) (予定) に、センターのホームページにおいて発表する。

(2) 最終合格者の発表

令和 5 年 12 月 7 日 (木) (予定) に、センターのホームページにおいて発表する。

(3) 合格者等への通知

(1) 及び (2) とも、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

8 その他

(1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(2) 試験についての照会は、センター九州支部 (電話 092-471-6310) 又は公益社団法人鹿児島県建築士会本部 (電話 099-222-2005) に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市平松字松木古河3693番30, 8124番1の一部及び8125番1, 字湯尻3791番2, 3792番7, 8128番1の一部及び8474番1の一部, 字池田古河3813番, 3816番, 3817番, 3818番, 3819番, 3820番1, 3822番3, 3823番, 3824番, 3825番, 3826番, 3827番, 3828番, 3829番, 3831番, 3832番, 3833番, 3834番, 3841番, 3842番, 3843番, 3844番, 3845番, 3849番, 3850番2, 8127番, 8130番, 8441番の一部, 8471番, 8472番の一部及び8475番並びに字神崎8438番1

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 始良市平松字松木古河3693番30, 8124番1の一部及び8125番1, 字湯尻3791番2, 3792番7, 8128番1の一部及び8474番1の一部, 字池田古河3813番の一部, 3828番の一部, 3829番の一部, 3849番の一部, 3850番2, 8127番, 8130番, 8441番の一部, 8471番, 8472番の一部及び8475番並びに字神崎8438番1

水路 始良市平松字松木古河8124番1の一部, 字湯尻8128番1の一部及び8474番1の一部並びに字池田古河8441番の一部及び8472番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

始良市宮島町26番地
始良市土地開発公社
理事長 湯元敏浩

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和4年12月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第69号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金, 使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26, 507	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	265, 664	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超え	鹿児島市・鹿児島郡区	149, 493
	鹿屋市・垂水市区	31, 223
	枕崎市区	5, 614
	阿久根市・出水郡区	8, 164
	出水市区	14, 316
	指宿市区	10, 904

る場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	西之表市・熊毛郡区	11,023
	薩摩川内市区	25,541
	日置市区	13,043
	曾於市区	9,571
	霧島市・始良郡区	36,642
	いちき串木野市区	7,528
	南さつま市区	9,140
	志布志市・曾於郡区	11,630
	奄美市区	13,244
	南九州市区	9,297
	伊佐市区	6,875
	始良市区	21,309
	薩摩郡区	5,531
	肝属郡区	9,601
大島郡区	15,928	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	265,664	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があつた政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があつた政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があつた政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があつた政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつた政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があつた政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和5年3月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があつた政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上山けいぞう後援会	上山 慶蔵	宮内 慶喜	熊毛郡中種子町野間 4166-1	令和5年 2月7日
川内田行博後援会	川内田 行博	川内田 育美	熊毛郡南種子町中之上	令和5年

			3400-27	2月14日
たかさき良二後援会	林 勝己	高崎 リエ子	阿久根市折口2452-3	令和5年 2月6日
高橋りえこ後援会	高橋 理枝子	高橋 伸一	垂水市本町45番地1	令和5年 2月14日
辻本たかし後援会	辻本 貴志	辻本 佳子	枕崎市別府東町46番地	令和5年 2月24日
野首ひさのり後援会	野首 久教	野首 美幸	熊毛郡南種子町島間 982-2	令和5年 2月7日
芳友会	堀之内 芳平	堀之内 芳平	垂水市田神59番地5	令和5年 2月17日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党鹿児島第4支部	小村 葵	会計責任者の氏名	岩下 展代	青木 弥生	令和5年 2月1日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
荒木耕治後援会	荒木 謙一	代表者の氏名	荒木 謙一	有馬 啓	令和5年 1月1日
安楽ひでみ後援会	吉田 茂明	代表者の氏名	吉田 茂明	安楽 謙治	令和5年 2月1日
大野雅子後援会	大野 雅子	政治団体の名称	大野雅子後援会	大野まさこ後援会	令和5年 2月8日
		主たる事務所の所在地	阿久根市山下994	阿久根市脇本7132-5	
小川みさ子と仲間たち	鳥原 良子	代表者の氏名	鳥原 良子	相星 雅子	令和5年 2月3日
鹿児島県獣医師連盟	桑原 貴久雄	会計責任者の氏名	紺家 亮爾	丸野 弘幸	令和4年 6月23日
元気な霧島をつくる会	濱崎 正治	主たる事務所の所在地	霧島市国分川内148-21	霧島市国分中央4-23-19	令和5年 2月13日
下鶴隆央後援会	上野 宏美	主たる事務所の所在地	鹿児島市東谷山4-3-10 コーポマキシム東谷山105	鹿児島市谷山中央1-4388-206	令和5年 1月30日
下鶴隆央と未来をつくる会	下鶴 隆央	主たる事務所の所在地	鹿児島市東谷山4-3-10 コーポマキシム東谷山105	鹿児島市谷山中央1-4388-206	令和5年 1月30日
		会計責任者の氏名	上野 宏美	下鶴 昭徳	
下本地たかし後援会	畑中 喜久男	代表者の氏名	畑中 喜久男	田島 晴海	令和4年 2月15日
角野毅後援会	角野 毅	代表者の氏名	角野 毅	園田 純俊	令和5年 2月16日

田之畑みのる後援会	谷口 喜智三	代表者の氏名	谷口 喜智三	松田 利三次	令和 5 年 1 月 6 日
永井章義後援会	永井 章義	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬金久町 9-2	奄美市名瀬井根町 4 番 27 号	令和 5 年 2 月 16 日
松山さおり後援会	松山 さおり	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬末広町 9-3	奄美市名瀬佐大熊町 15-11	令和 5 年 2 月 9 日
米倉よしゆき後援会	米倉 由晋	主たる事務所の所在地	指宿市西方 2076 番地 7	指宿市大牟礼 3-25-43	令和 5 年 2 月 15 日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県第二選挙区支部	鹿児島市東谷山六丁目 43-18	金子 万寿夫	令和 4 年 12 月 31 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
塩井川幸生後援会	霧島市横川町上ノ 4309-7	塩井川 幸生	令和 4 年 12 月 31 日
本気でチャレンジする鹿屋市民の会	鹿屋市寿五丁目 17-34	中西 茂	令和 4 年 12 月 26 日
まつもと一広後援会	指宿市西方 2080-1	松元 一広	令和 5 年 1 月 31 日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
白石 純一	白石 純一	阿久根市議会議員	政治団体変わろ会	阿久根市新町 3 番地	令和 5 年 2 月 6 日
角野 毅	角野 毅	鹿児島県議会議員	角野毅後援会	垂水市錦江町 1-87	令和 5 年 2 月 17 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第 19 条第 3 項第 1 号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
松元 一広	まつもと一広後援会	令和 5 年 1 月 31 日